

公 告

横 浜 市 公 告 第 135 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 5 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

W . A . O こ ど も の く に シ ョ ッ ピ ン グ セ ン タ ー
青 葉 区 奈 良 一 丁 目 2 番 地 の 1

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

株 式 会 社 新 都 市 ラ イ フ ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 取 締 役 新 居 田 滝 人
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 6 丁 目 8 番 1 号

(3) 変 更 し よ う と す る 事 項

変 更 し よ う と す る 事 項	変 更 前	変 更 後
駐 車 場 の 位 置 及 び 収 容 台 数	位 置 届 出 書 の 添 付 図 面 (変 更 前) 記 載 の と お り 収 容 台 数 683 台	位 置 届 出 書 の 添 付 図 面 (変 更 後) 記 載 の と お り 収 容 台 数 592 台
来 客 が 駐 車 場 を 利 用 す る こ と が で き る 時 間 帯	午 前 9 時 30 分 か ら 午 後 11 時 ま で ほ か	午 前 9 時 30 分 か ら 午 後 11 時 ま で
駐 車 場 の 自 動 車 の 出 入 口 の 数 及 び 位 置	出 入 口 の 数 入 口 5 箇 所 出 口 5 箇 所 位 置 届 出 書 の 添 付	出 入 口 の 数 入 口 3 箇 所 出 口 3 箇 所 位 置 届 出 書 の 添 付

	図面（変更前） 記載のとおり	図面（変更後） 記載のとおり
--	-------------------	-------------------

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和 5 年 10 月 16 日

(5) 変更する理由

駐車場運営変更のため

2 届出年月日

令和 5 年 2 月 15 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課